

# 佐賀市地域防災計画

## 第1編 総 則



令和3年2月

佐賀市防災会議



## 目 次

<b>第1編 総 則</b> .....	1
<b>第1章 総 則</b> .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格及び構成 .....	1
第3節 防災の基本理念 .....	3
第4節 計画の推進 .....	3
<b>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....	6
第1節 実施責任 .....	6
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 .....	8
<b>第3章 佐賀市の概況</b> .....	16
第1節 自然的環境 .....	16
第1項 自然的条件 .....	16
第2項 気候 .....	17
第2節 社会的環境 .....	19
第3節 風水害の履歴 .....	23
<b>第4章 防災対策推進の方向</b> .....	34
第1節 計画の視点 .....	34
第2節 防災ビジョン .....	36



# 第1編 総則

---

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

佐賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐賀市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- 1 佐賀市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務、並びに住民等の責務の大綱
- 2 佐賀市の防災に関する組織、訓練計画
- 3 物資及び施設等を活用して災害を未然に防止するための災害予防対策計画
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害を防ぎよし、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための災害応急対策計画
- 5 災害発生後被災した各施設の改良、復旧及び民生安定、社会経済の回復等を行うための災害復旧計画

### 第2節 計画の性格及び構成

この計画は、佐賀市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

#### 1 上位計画との整合性

国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、佐賀県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。

#### 2 計画の位置づけ

災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、佐賀市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。

#### 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、以下の事項を踏まえたものとする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

## 4 計画の構成

佐賀市地域防災計画は、

- 第1編 総則
- 第2編 風水害対策
- 第3編 地震・津波災害対策
- 第4編 原子力災害対策
- 第5編 その他の災害対策
- 資料編

で構成する。

各編の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防対策計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興対策計画

## 5 計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

## 6 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

## 7 計画の用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 災対法 災害対策基本法
- 2 救助法 災害救助法
- 3 市 佐賀市
- 4 県 佐賀県
- 5 防災会議 佐賀市防災会議
- 6 防災計画 佐賀市地域防災計画
- 7 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時において避難行動や避難所生活において特に配慮を要する者
- 8 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

## 第3節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

### 1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

### 2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）  
※佐賀県地域防災計画から引用

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 第4節 計画の推進

### 1 計画の主な推移

- (1) この計画を作成するに当たっては、まず、佐賀県地域防災計画との整合性を図り、本庁管内、支所管内の現状と災害の特性を調査検討して平成18年度の「佐賀市防災

会議」において、「佐賀市地域防災計画策定の基本方針」の承認を受け、内容の取りまとめを行った。主な内容は、次のとおりである。

- ア ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。
- イ 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や市民にとってわかりやすいものとする。
- ウ 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。

(2) 本市の地域特性等を十分に踏まえた内容とするため、以下に示す内容を考慮しながら計画の作成を行った。

- ア 防災は、ハード、ソフト両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む必要がある。
- イ 行政が行う防災対策には限りがあることから、市民自身による防災対策の実施を推進する。
- ウ 防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生や快適な環境といった思想にも配慮し、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取り組みの中での位置づけを考慮する。
- エ 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。
- オ 災害による被害を完全に防止しようとすると、多大な投資が必要となり、また、現実的には不可能なことから、防災対策は、「災害が発生した時に、できるだけ被害を小さくする」ということに重点をおくべきである。
- カ 災害予防対策は、防災上の優先順位に留意し、推進する。
- キ 災害予防対策では、有効かつ可能な措置を実践する堅実な計画とし、災害応急対策では、最も効果的な成果が得られるように、重点的な応急対策の体系化と体制の確立を図るべきである。

(3) 平成24年度においては、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震・津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を踏まえた見直しを行った。見直しにあたっての基本的視点は以下のとおり。

[住民の生命を守るための取り組みの強化]

- ・ 住民を「即座」に危険から逃す
- ・ 避難所における「安心」の提供

また、第3編を「地震・津波災害対策」に改編し、第4編として「原子力災害対策」を新設して内容の充実を図った。

(4) 平成25年度においては、災害対策基本法の改正（平成25年6月）、大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）、防災基本計画の修正（平成26年1月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、「住民の安全かつ円滑な避難支援体制の強化」を方針とした防災計画の修正を平成26年2月に行った。



- (5) 平成26年度においては、災害対策基本法の改正（平成26年12月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成27年3月に修正を行った。
- (6) 平成27年度においては、災害対策基本法の改正（平成27年7月、平成28年2月）を踏まえ、平成28年3月に修正を行った。
- (7) 平成29年度においては、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震を踏まえた修正、防災ヘリ導入を見据えた修正、国の防災基本計画の修正（平成28年5月）を踏まえた修正等を、平成29年5月に行った。
- (8) 平成30年度においては、緊急・輸送道路における沿岸建築物の耐震化推進を盛り込んだ修正、国の防災基本計画の修正（平成29年4月）を踏まえた修正等を、平成30年5月に行った。
- (9) 令和元年度においては、国の防災基本計画の修正（平成30年6月）を踏まえた修正等を、令和元年5月に行った。
- (10) 令和2年度においては、国の防災基本計画の修正（令和元年5月）を踏まえた修正等を、令和3年2月に行った。

## 2 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

## 第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務 の大綱

### 第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 1 佐賀市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、佐賀広域消防局、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 佐賀広域消防局

佐賀広域消防局は、その管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て、災害の防ぎよと被害拡大防止のための防災活動を実施する。

#### 3 佐賀県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市、佐賀広域消防局及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 4 佐賀県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

## 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び佐賀広域消防局の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

## 6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づき、災害派遣を実施する。

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び佐賀広域消防局の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

## 8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

## 9 市民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。また、発災時において、住民は自らの身の安全を守るよう行動するとともに、国、県、市その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

佐賀市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理する。

### 1 佐賀市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する調査、研究に関すること
- (3) 市の地域保全事業等に関すること
- (4) 防災に関する組織の整備に関すること
- (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
- (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (10) 災害時の広報に関すること
- (11) 避難の勧告・指示等に関すること
- (12) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- (13) 災害時における各市消防団との連絡調整に関すること
- (14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
- (15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
- (16) 市有施設及び設備の応急措置に関すること
- (17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (18) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
- (19) ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること
- (20) 他の市町との相互応援に関すること
- (21) 災害時の文教対策に関すること
- (22) 災害復旧・復興の実施に関すること
- (23) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

### 2 佐賀広域消防局

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること
- (2) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- (4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (5) 消防活動に関すること
- (6) 被災者の救助、救急活動に関すること
- (7) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
- (8) 他の消防機関等との相互応援に関すること
- (9) 市の防災活動の援助に関すること
- (10) その他佐賀広域消防局の所掌事務についての防災対策に関すること

### 3 佐賀県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- (2) 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関する事
- (3) 防災に関する調査、研究に関する事
- (4) 県土保全事業等に関する事
- (5) 防災に関する組織の整備に関する事
- (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事
- (7) 防災に関する物資等の備蓄に関する事
- (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事
- (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事
- (10) 災害時の広報に関する事
- (11) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関する事
- (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事
- (13) 防疫その他保健衛生に関する事
- (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関する事
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事
- (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事
- (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事
- (18) 自衛隊の災害派遣に関する事
- (19) 他の都道府県との相互応援に関する事
- (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事
- (21) 災害時の文教対策に関する事
- (22) 災害復旧・復興の実施に関する事
- (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事

### 4 佐賀県警察

- (1) 災害警備計画に関する事
- (2) 警察通信確保に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 災害装備資機材の確保に関する事
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (6) 防災知識の普及に関する事
- (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (8) 被害実態の把握に関する事
- (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- (10) 避難行動要支援者対策に関する事
- (11) 行方不明者の調査に関する事
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関する事
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事

- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- (17) 広報活動に関する事
- (18) 死体の見分・検視に関する事

## 5 指定地方行政機関

### (1) 九州管区警察局

- ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事
- エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事
- カ 災害時における警察通信の運用に関する事
- キ 津波警報等の伝達に関する事

### (2) 九州総合通信局

- 災害時における電話通信の確保及び非常通信の統制管理に関する事

### (3) 福岡財務支局（佐賀財務事務所）

- ア 災害復旧事業費の査定立会に関する事
- イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合の、適切な短期貸付けの措置に関する事
- ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事
- エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付け等の措置に関する事
- オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事

### (4) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集
- イ 関係職員の現地派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

### (5) 佐賀労働局

- 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事

### (6) 九州農政局（佐賀地域センター）

- ア 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関する事
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事
- ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関する事
- エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する事
- オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事

- カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること
- キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等に関すること
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること
- ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること

(7) 九州森林管理局（佐賀森林管理署）

- ア 森林治山による災害防止に関すること
- イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること
- ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること
- エ 林野火災対策に関すること

(8) 九州経済産業局

- ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- イ 災害時の物価安定対策に関すること
- ウ 被災商工業者への支援に関すること

(9) 九州産業保安監督部

- 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること

(10) 九州地方整備局（佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所）

- ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること
- イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること
- ウ 水防警報の発表及び伝達に関すること
- エ 水防活動の指導に関すること
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- カ 高潮、津波災害等の予防に関すること
- キ 港湾、海岸、河川災害対策に関すること

(11) 九州運輸局（佐賀運輸支局）

- ア 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること
- イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること
- ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること
- エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること

(12) 大阪航空局（福岡空港事務所、佐賀空港出張所）

- ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること

- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- (13) 国土地理院九州地方測量部
  - ア 地殻変動の監視に関すること
  - イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
  - ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
- (14) 福岡管区気象台（佐賀地方気象台）
  - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
  - イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の警備に関すること
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
- (15) 第七管区海上保安本部（三池海上保安部）
  - ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること
  - イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること
  - ウ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
- (16) 九州地方環境事務所
  - ア 産業廃棄物等の処理対策に関すること
  - イ 環境監視体制の支援に関すること
  - ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
- (17) 九州防衛局
  - ア 災害時における防衛省（本省）との連携調整
  - イ 災害時における自衛隊および米軍部隊との連携調整の支援

## 6 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け又は譲与に関すること

## 7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
  - ア 電話・通信設備及び付帯設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
  - イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること
  - ウ 災害時における通信の確保に関すること
- (2) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）
  - ア 通貨の円滑な供給確保に関すること
  - イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること



- (3) 日本赤十字社（佐賀県支部）
  - ア 災害時における医療救護の実施に関する事
  - イ 災害時における血液製剤の供給に関する事
  - ウ 義援金品の募集、配分に関する事
  - エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事
- (4) 日本放送協会（佐賀放送局）
  - ア 市民に対する防災知識の普及に関する事
  - イ 気象（津波）予警報等の周知に関する事
  - ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する事
  - エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事
- (5) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道路事務所）
  - 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事
- (6) 九州旅客鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
  - イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
  - ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
- (7) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）
  - ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
  - イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する事
  - ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
- (8) 日本通運株式会社（佐賀支店）
  - 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
- (9) 九州電力株式会社（佐賀支店）
  - ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
  - イ 災害時における電力供給の確保に関する事
- (10) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局
  - ア 災害時における郵政業務の確保に関する事
  - イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事

## 8 指定地方公共機関

- (1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
  - ア 災害時における入院患者等の安全確保に関する事
  - イ 被災者に対する医療救護の実施に関する事
- (2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会
  - LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事
- (3) 公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
  - 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
- (4) 株式会社エフエム佐賀、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局

- ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
- イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること
- ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
- (5) 一般社団法人佐賀県医師会
  - 災害時における医療救護活動への協力に関すること
- (6) 公益社団法人佐賀県栄養士会
  - 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
- (7) 公益社団法人佐賀県看護協会
  - 災害時における看護、保健指導に関すること
- (8) 一般社団法人佐賀県歯科医師会
  - ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
  - イ 身元確認に対する協力に関すること
- (9) 一般社団法人佐賀県薬剤師会
  - ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
  - イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
- (10) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
  - ア 災害ボランティアに関すること
  - イ 生活福祉資金の貸付に関すること
  - ウ 市が行なう被災者状況調査の協力に関すること
- (11) 一般社団法人佐賀県建設業協会
  - 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (1) 一般社団法人佐賀市医師会、一般社団法人佐賀市歯科医師会
  - 災害時における医療救助活動への協力に関すること
- (2) 社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会
  - 災害時における福祉活動への協力に関すること
- (3) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合
  - 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
- (4) 商工会議所、商工会
  - 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
- (5) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者
  - ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
  - イ 災害時における給水の確保に関すること
- (6) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社を除く）
  - ア 電話・通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
  - イ 災害時における通信の確保に関すること

- (7) 都市ガス事業者、液化石油ガス（L P ガス）事業者
  - ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
  - イ 災害時におけるガス供給の確保に関する事
- (8) 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、病院等医療施設の管理者
  - ア 災害時における入院患者等の安全確保に関する事
  - イ 被災者に対する医療救護の実施に関する事
- (9) 社会福祉施設の管理者
  - 災害時における施設入所者の安全確保に関する事
- (10) 私立学校等の設置者等
  - ア 災害時における幼児、児童及び児童・生徒の安全確保に関する事
  - イ 災害時における文教対策の実施に関する事
- (11) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、海岸管理者・施行者
  - 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
- (12) 危険物施設等の管理者
  - 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、L P ガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関する事
- (13) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者
  - 法令又はこの計画に定められた防災対策に関する事

## 第3章 佐賀市の概況

### 第1節 自然的環境

#### 第1項 自然的条件

##### 1 位置・面積

平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、「佐賀市」が誕生した。さらに平成19年10月1日に川副町、東与賀町及び久保田町を編入した。

新しい佐賀市の人口は236,372人（平成27年国勢調査、平成28年10月26日総務省統計局公表値）、行政面積は431.84平方キロメートルとなっている。

また、本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北部は脊振山地を隔てて福岡県福岡市、糸島市と、東部は神埼市、南東部は筑後川を境に福岡県大川市と、西部は小城市、唐津市と接している。

##### 2 地勢（地質）

本市は、北部の脊振天山山系は中世代の花崗岩類から成り、中央は、第三紀層に覆われ、南部の佐賀平野は、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

【資料編 1. 市内の主要な山岳・河川参照】

##### 3 山間地

本市の北部は、標高1,000m以上の脊振山、天山をはじめとする山系を源流とする嘉瀬川が南下する中で、富士、三瀬の集落が形成され、佐賀平野へと流下している。

この中山間地においては、土砂災害が発生しやすい地形を形成している。



## 4 河川

平野部の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川等）で、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降水量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

## 5 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

## 6 海岸

本市の南部に干満の差が著しい（6 m）有明海がある。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水、塩害が発生している。

# 第2項 気候

佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。

最近10年間（2010～2019年）で見ると、佐賀市の平均気温は、年平均で17.7℃、月別では8月が最も高く27.8℃、1月が最も低く5.5℃、年平均湿度は70.4%で、比較的のびやかな温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。

最近10年間の平均降水量は、2,046.9ミリで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は6月～8月が300ミリ以上で年間では最も多く、11月～2月は少なく100ミリ以下となっている。

山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。

【資料編 2. 気象参照】

気象状況

単位	平均気温 (℃)	年降水量 (mm)	降雪深さ (cm)	雷日数 (日)	霧日数 (日)	雪日数 (日)
1986年	15.7	2,231.5	31	23	9	32
1987年	16.3	2,307.5	21	22	10	15
1988年	15.9	1,644.0	0	27	3	16
1989年	16.7	1,770.5	2	19	5	9
1990年	17.2	1,936.0	8	22	5	9
1991年	16.5	2,433.0	2	30	8	15
1992年	16.5	1,665.0	0	20	8	6
1993年	16.0	2,568.0	1	23	3	12
1994年	17.3	1,013.5	0	13	8	10
1995年	16.0	1,856.5	2	26	8	10
1996年	16.1	1,597.0	7	22	12	16
1997年	16.6	2,352.0	7	29	5	13
1998年	17.8	1,721.0	1	24	7	11
1999年	16.6	2,106.5	8	20	8	12
2000年	16.7	1,710.5	0	21	7	20
2001年	16.7	1,924.5	7	31	4	14
2002年	16.9	1,623.0	0	16	6	9
2003年	16.8	1,892.5	7	22	4	11
2004年	17.3	1,987.5	6	31	1	19
2005年	16.6	1,356.5	0	18	4	24
2006年	17.0	2,231.5	6	35	6	27
2007年	17.4	1,624.5	0	23	2	8
2008年	16.8	1,825.5	0	26	5	10
2009年	16.9	1,704.5	3	13	7	11
2010年	17.0	1,941.0	11	31	2	15
2011年	16.6	2,005.5	9	15	3	23
2012年	16.5	1,999.0	1	35	4	18
2013年	17.1	2,012.0	1	21	7	15
2014年	16.7	2,252.5	1	19	4	11
2015年	17.1	2,083.0	1	15	5	11
2016年	17.9	2,586.0	13	27	9	11
2017年	17.0	1,634.5	6	23	5	11
2018年	17.4	1,877.0	16	16	4	20
2019年	17.7	2,078.5	—	25	4	3

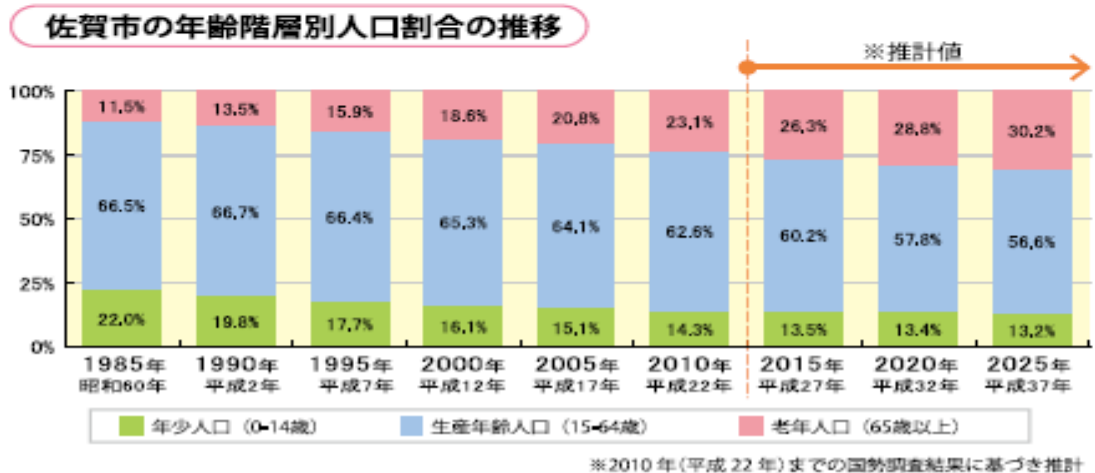
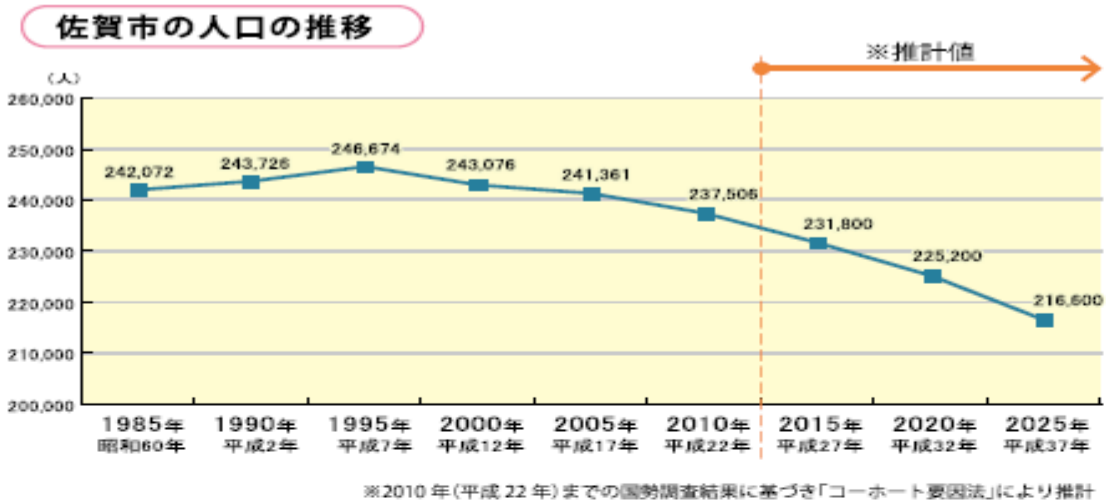
出典:佐賀地方気象台

## 第2節 社会的環境

### 1 人口の推移

国勢調査によると、佐賀市の総人口は、1990年に243,726人、1995年に246,674人と緩やかな増加傾向を続けてきたが、2000年に243,076人、2005年に241,361人、2010年に237,506人、2015年には236,372人と減少に転じている。

一方で、年齢階層別の構成比を見ると、少子高齢化の傾向が顕著であり、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の構成比が低下するとともに、老年人口（65歳以上）の構成比が急激に上昇し、2025年には、30.0%を超える超高齢社会の到来が予想される。



出典：第2次佐賀市総合計画

令和元年の地区別高齢化率は、本庁管内 26.6%、諸富支所管内 33.5%、大和支所管内 27.0%、富士支所管内 42.6%、三瀬支所管内 40.0%、川副支所管内 34.1%、東与賀支所管内 26.5%、久保田支所管内 27.5%であり、中山間地域の高齢化の傾向が顕著となっている。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者でみると、諸富、富士、三瀬、川副、久保田支所管内では、後期高齢者が多いが、その他の支所では、前期高齢者と後期高齢者の割合はほぼ半々であることから、今後の後期高齢者の増加は、中山間部から市街地部へとさらに進展すると思われる。

このように高齢者の増加が著しい地域は、災害時の介助や支援が必要な要配慮者の増加につながるため、その対策が求められる。

### 佐賀市の三世代年齢構成と地区別高齢化率

(単位：人)

管轄地区	地区人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
本 庁	162,331	22,369	13.8%	96,717	59.6%	43,245	26.6%
諸 富 支 所	10,367	1,227	11.8%	5,667	54.7%	3,473	33.5%
大 和 支 所	23,176	3,500	15.1%	13,410	57.9%	6,266	27.0%
富 士 支 所	3,595	327	9.1%	1,736	48.3%	1,532	42.6%
三 瀬 支 所	1,273	151	11.9%	612	48.1%	510	40.1%
川 副 支 所	15,796	1,782	11.3%	8,634	54.7%	5,380	34.1%
東 与 賀 支 所	8,175	1,160	14.2%	4,851	59.3%	2,164	26.5%
久 保 田 支 所	7,771	1,041	13.4%	4,591	59.1%	2,139	27.5%
佐 賀 市 全 域	232,484	31,557	13.6%	136,218	58.6%	64,709	27.8%

資料：住民基本台帳（令和元年12月末現在）

### 地区別高齢者人口

(単位：人)

管轄地区	老年人口	前期高齢者人口	後期高齢者人口
本 庁	43,245	21,070	22,175
諸 富 支 所	3,473	1,562	1,911
大 和 支 所	6,266	3,155	3,111
富 士 支 所	1,532	697	835
三 瀬 支 所	510	224	286
川 副 支 所	5,380	2,479	2,901
東 与 賀 支 所	2,164	1,112	1,052
久 保 田 支 所	2,139	1,040	1,099
佐 賀 市 全 体	64,709	31,339	33,370

資料：住民基本台帳（令和元年12月末現在）



## 2 人口の分布

令和元年12月末現在の住民基本台帳人口によると、佐賀市の人口は232,484人である。これを地域別にみると、市中央部に人口が集中している傾向にある。

このような人口集中地区では、市街地が形成され建物が密集するため、防災対策として市街地の耐震・耐火構造化が求められる。

また、これらの地区は、嘉瀬川、多布施川、巨勢川流域の低平地部に位置し、浸水想定区域と重なり、特に、市街地の大部分が浸水想定区域に当たる。したがって、水没の危険性があるため、洪水時の避難対策に特に注意を払う必要がある。

## 3 要介護者の状況

市における要介護（要支援）認定者数は13,924人で、このうち要介護3以上の認定を受けている者は3,416人（25.7%）となっている。

地区別の要介護（要支援）認定者数が500人を超えるのは、本庁、諸富、大和、川副の各支所管内である。

老年人口に占める割合が20%を超えるのは、本庁、諸富、富士、三瀬、川副、東与賀、久保田の各支所管内であり、市全体では20.5%の構成比となっている。

管轄地区	要介護者数（人）	老年人口（人）	老年人口に対する要介護者割合（%）
本 庁	8,796	43,245	20.3%
諸 富 支 所	717	3,473	20.6%
大 和 支 所	1,237	6,266	19.7%
富 士 支 所	335	1,532	21.8%
三 瀬 支 所	128	510	25.1%
川 副 支 所	1,189	5,380	22.1%
東 与 賀 支 所	428	2,164	19.8%
久 保 田 支 所	464	2,139	21.7%
合 計	13,294	64,709	20.5%

資料：住民基本台帳（令和元年12月末現在）

#### 4 消防団員の状況

地区別に消防団員数を整理すると、消防団員数が地区人口の1%を切っている地区は、市街地が多い本庁地区のみである。市全体においては1.6%である。

##### 地区別消防団員数の割合

管轄地区	人口（人）	消防団員数（人）	消防団員数の割合
本 庁	162,331	1,402	0.9%
諸 富 支 所	10,367	352	3.4%
大 和 支 所	23,176	558	2.4%
富 士 支 所	3,595	306	8.5%
三 瀬 支 所	1,273	130	10.2%
川 副 支 所	15,796	450	2.8%
東 与 賀 支 所	8,175	256	3.1%
久 保 田 支 所	7,771	290	3.7%
合 計	232,484	3,744	1.6%

資料：住民基本台帳（令和元年12月末現在）、消防団員数（令和元年12月末現在）

### 第3節 風水害の履歴

気象災害の種類は数多くあるが、本市に起こる災害では、大雨による低地の浸水や河川の氾濫などの水害及び土砂災害が最も多く、続いて有明海沿岸に起こる高潮の被害があり、その他台風による暴風雨害、干害、雷害、雪害、竜巻などがある。

これらの災害はその種類ごとに発生しやすい時期があり、大雨や干ばつのように春から夏に起こりやすいもの、暴風雨、高潮のように夏から秋にかけて多く発生するもの、大雪のように冬期に限られているものなど種々様々である。

気象災害が起こるには、災害を起こすような気象現象が現れるのと同時に、これに相応して災害を受けやすい環境の存在が条件となり、災害の起こりかたも時代の推移にしたがって次第に変化している。

近年、台風災害については、情報が早目に入手でき、避難警戒対応は早まっているが、台風が来襲すれば損害額の大小はあっても、災害が発生することには変わらない。市の中山間部では、大雨による地滑り、土砂災害などが発生しやすく、また、市平野部では中小河川の流量が増加して、浸水による水害が発生する傾向にある。

本市の地域的な特徴から、洪水や浸水などの水害は、排水不良に起因している平野部に多い。戦後最大の水害を蒙った昭和28年6月の大雨の際には、海拔高度の低い本市平野部付近は一面に被災しており、被害の大きかったのは佐賀平野の西部であり、特に川沿いの地域で大災害に見舞われた。

このほか本市の北部のように河川がいくつも合流するような地点、山地から平地にかけて川床の傾斜が急変するところ及び川幅が狭くなっているところや屈曲が多い場所などはいずれも水害や土砂災害を受けやすいものである。

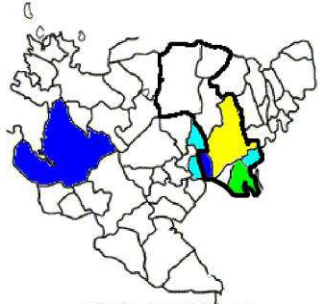

大雨の原因となっているのは主に台風と梅雨前線であるが、この台風の通過、梅雨前線の活動等により本市にもたらされた災害を過去の教訓として生かし、今後起こり得る災害に対して常時注意を怠らないことが肝要である。

【県内の災害】梅雨（停滞）前線による災害

	概況	被害の概要	
<p>1985年 (昭和60年) 6月の梅雨前線による大雨</p>	<p>梅雨前線の活動が活発となり、佐賀県のほぼ全域で大雨による災害が発生した。県内のおもな災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者 1人</li> <li>・ 家屋全壊・流出 1棟</li> <li>・ 家屋半壊損壊 7棟</li> <li>・ 床上浸水 116棟</li> <li>・ 床下浸水 5,901棟</li> <li>・ 道路損壊 47か所</li> <li>・ 山・崖崩れ 34か所</li> <li>・ 堤防決壊 4か所</li> </ul>	<p>床上浸水被害分布図</p>	<p>床下浸水被害分布図</p>
<p>1990年 (平成2年) 6月の梅雨前線による大雨</p>	<p>佐賀市では1時間に72mmの観測史上第3位の雨を観測した。県下各地で山・崖崩れなどの土砂災害が発生した。河川堤防の破堤、決壊が起こり、床上・床下浸水が多発した他、道路が冠水し、交通が一時まひ状態となった。県内のおもな災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 2人</li> <li>・ 負傷者 5人</li> <li>・ 家屋全壊・流出 10棟</li> <li>・ 家屋半壊損壊 5棟</li> <li>・ 床上浸水 4,635棟</li> <li>・ 床下浸水 21,113棟</li> <li>・ 道路損壊 134か所</li> <li>・ 山・崖崩れ 251か所</li> <li>・ 堤防決壊 17か所</li> <li>・ 交通障害（陸上）一時不通</li> </ul>	<p>床上浸水被害分布図</p>	<p>床下浸水被害分布図</p> <p>土砂災害被害分布図</p> <div data-bbox="1161 1086 1374 1249"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000棟（か所）以上</li> <li>・ 500～999棟（か所）</li> <li>・ 100～499棟（か所）</li> <li>・ 50～99棟（か所）</li> <li>・ 10～49棟（か所）</li> <li>・ 1～9棟（か所）</li> </ul> </div>
<p>1993年 (平成5年) 8月の停滞前線による大雨</p>	<p>8月19日～20日にかけ、九州北部に前線が停滞し、活動が活発となり、佐賀県内の各地で総雨量が200ミリを超えた。この大雨により土砂災害や家屋の浸水等の被害が多発した。県内のおもな災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 1人</li> <li>・ 負傷者 1人</li> <li>・ 家屋半壊損壊 4棟</li> <li>・ 床上浸水 114棟</li> <li>・ 床下浸水 821棟</li> <li>・ 道路損壊 411か所</li> <li>・ 山・崖崩れ 3か所</li> <li>・ 堤防決壊 420か所</li> <li>・ 交通障害（陸上）運休</li> </ul>	<p>床上浸水被害分布図</p>	<p>床下浸水被害分布図</p> <p>土砂災害被害分布図</p> <div data-bbox="1161 1803 1374 1966"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000棟（か所）以上</li> <li>・ 500～999棟（か所）</li> <li>・ 100～499棟（か所）</li> <li>・ 50～99棟（か所）</li> <li>・ 10～49棟（か所）</li> <li>・ 1～9棟（か所）</li> </ul> </div>

資料：佐賀地方気象台

【県内の災害】台風による災害

概況	被害の概要
<p>1985年 (昭和60年) 8月 台風 第13号</p> <p>佐賀市では8時50分に南東の風で22.4m/sの非常に強い風を観測、同じ時刻に43.6m/sの最大瞬間風速を記録した。 有明海では漁船が遭難し3名が死亡した。その他、県内の重軽傷者は16名であった。 また、台風第13号の最接近の時間帯と有明海の満潮時刻とがほぼ重なり、東寄りから南寄りの強風による高波と高潮により有明海沿岸の地域では浸水害等の災害が発生した。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">床上浸水被害分布図                      床下浸水被害分布図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>■ 1,000棟(か所)以上 ■ 500~999棟(か所) ■ 100~499棟(か所) ■ 50~99棟(か所) ■ 10~49棟(か所) ■ 1~9棟(か所)</p> </div> <p>佐賀県内の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 3人</li> <li>・ 負傷者 16人</li> <li>・ 家屋半壊一部損壊 589棟</li> <li>・ 床上浸水 279棟 床下浸水 724棟 堤防決壊 2か所</li> </ul>
<p>1991年 (平成3年) 9月 台風 第17号</p> <p>佐賀市で強風のため家屋が倒壊し1人が死亡、七山村で山崩れにより民家が倒壊し1人が死亡した。 送電線の切断により、広い範囲で停電となったほか、交通機関にも大きな影響が発生した。</p>	<p>佐賀県内の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 2人</li> <li>・ 負傷者 20人</li> <li>・ 家屋全壊 2棟</li> <li>・ 家屋半壊・一部損壊 3棟</li> <li>・ 床上浸水 48棟</li> <li>・ 床下浸水 198棟</li> </ul>
<p>1991年 (平成3年) 9月 台風 第19号</p> <p>佐賀市では、16時40分に南東の風、29.1m/sの最大風速を、16時46分に南南東の風、52.6m/sの最大瞬間風速を観測した。これは、ともに観測史上第1位の記録となった。 また、16時58分には最低海面気圧 942.8hPaを観測し、これも観測史上第1位の記録となった。 台風による、暴雨と大雨により58名が負傷し、県内各地で家屋の全壊、屋根かわらの飛散、電柱の倒壊、送電線の切断等の被害が発生した。</p>	<p>佐賀県内の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者 58人</li> <li>・ 家屋全壊・流出 5棟</li> <li>・ 家屋半壊一部損壊 1棟</li> <li>・ 床上浸水 なし</li> <li>・ 床下浸水 5棟</li> <li>・ 山・崖崩れ 6か所</li> </ul>

資料：佐賀地方気象台

## 【市内の災害】梅雨（停滞）前線による災害

概 況		被害の概要
2008年 (平成20年) 6月の梅雨前線による大雨	6月19日、九州北部に前線が停滞し、記録的な短時間の集中豪雨に見舞われ、有明海の満潮時間と重なり大きな浸水被害となった。佐賀市内における3時間降水量は、約150mmであった。	市内の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床上浸水 24棟</li> <li>・ 床下浸水 484棟</li> <li>・ 交通障害（陸上）運休</li> </ul>
2009年 (平成21年) 7月の梅雨前線による大雨	7月19日から26日の間、西日本では梅雨前線の活動が活発になり大雨となった。佐賀市内では24日から26日にかけて大雨となり、3日間の降水量は、約334mm(佐賀市駅前中央)であった。	避難勧告(7月26日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 久保泉町宮分、上分二、上分三(114世帯417人)</li> <li>・ 金立町久富(81世帯、265人)</li> </ul> 市内の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅一部損壊 3棟</li> <li>・ 床上浸水 11棟</li> <li>・ 床下浸水 591棟</li> </ul>
2010年 (平成22年) 7月の梅雨前線による大雨	7月11日から16日の間、九州北部では梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。佐賀市内では11日から16日にかけての累計雨量が、北山で607.5mm、佐賀市駅前中央で322.5mmであり、山間部では道路・農地の法面崩壊などの土砂災害が多発した。	市内の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅一部損壊 1棟</li> <li>・ 床上浸水 3棟</li> <li>・ 床下浸水 29棟</li> <li>・ 法面・路肩崩壊等(市道、国県道、林道) 350件</li> <li>・ 法面崩壊等(農道、農地) 2,563件</li> <li>・ 護岸決壊等(河川) 12件</li> <li>・ 宅地裏山法面崩壊等 48件</li> <li>・ ゴミ漂着(漁港) 2件</li> </ul>
2012年 (平成24年) 7月の梅雨前線による大雨(平成24年7月九州北部豪雨)	7月11日から14日の間、九州北部では梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。佐賀市内では11日から14日にかけての累計雨量が、北山で308.5mm、佐賀市駅前中央で372.0mm、川副で375.0mmであり、佐賀市駅前中央では、13日の13:26からの1時間雨量が観測史上2位となる91mmを記録した。	避難勧告(7月13日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士町、三瀬村、大和町の一部、金立町の一部、久保泉町の一部(4,543世帯12,340人)</li> <li>・ 佐賀江川流域の一部(北川副町、蓮池町、諸富町)(5,948世帯、16,483人)</li> </ul> 避難指示(7月14日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀江川流域の一部(北川副町、蓮池町、諸富町)(5,948世帯、16,483人)</li> </ul> 市内の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床上浸水 91棟</li> <li>・ ゴミ漂着(漁港) 8件</li> <li>・ 床下浸水 508棟</li> </ul>
2017年 (平成29年) 7月の梅雨前線による大雨(平成29年7月九州北部豪雨)	7月5日から9日の間、九州北部では梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。佐賀市内では5日から9日にかけての累計雨量が、北山で182.0mm、佐賀市駅前中央で246.0mm、川副で361.5mmであり、24時間降水量290.5mm・12時間降水量229.0mmが観測史上1位を記録した。	避難準備・高齢者等避難開始(7月6日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 久保田地区の一部(477世帯1,461人)</li> </ul> 市内の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冠水7箇所</li> <li>・ 倒木2箇所</li> </ul>

<p>2018年 (平成30年) 7月の梅雨前線による大雨(平成30年7月豪雨)</p>	<p>7月5日から9日の間、九州北部では梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。7日19時10分には、佐賀県全域に大雨特別警報が発表され、佐賀市内では5日から9日にかけての累計雨量が、北山で583.5mm、佐賀市駅前中央で343.0mm、川副で317.0mmを記録した。</p>	<p>避難準備・高齢者等避難開始(7月6日) ・三瀬・富士・大和・金立・久保泉(14,678世帯36,175人) 避難勧告(7月6日) ・鍋島・春日・春日北(12,163世帯29,149人) 避難勧告(7月6日) ・三瀬・富士・大和・金立・久保泉(14,678世帯36,175人) 避難勧告(7月6日) ・川上(2,086世帯5,796人) 避難勧告(7月6日) ・循誘・赤松・北川副・巨勢・蓮池・諸富(20,662世帯47,137人)</p> <p>市内の主な被害 ・死者1名(※災害との関連は不明) ・全壊1棟、半壊1棟、一部損壊12棟 ・床下浸水29棟 ・法面・路肩崩壊等(市道、国県道、林道)538件 ・護岸決壊等(河川)26件 ・法面崩壊等(農道、農地)1,456件 ・ゴミ漂着(漁港)5件</p>
<p>2019年 (令和元年) 8月26日から29日にかけての大雨(令和元年佐賀豪雨)</p>	<p>27日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、さらに28日未明から朝にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。28日の明け方にかけて1時間に約110ミリから120ミリ以上の猛烈な雨が解析され、記録的短時間大雨情報が発表された。観測所(佐賀)では、1時間降水量(110.0ミリ)、24時間降水量(390.0ミリ)など、記録的な大雨となった。</p>	<p>避難準備・高齢者等避難開始(8月27日) ・三瀬・富士・大和・金立・久保泉(3,113世帯9,008人) 避難勧告(8月27日) ・三瀬・富士・大和・金立・久保泉(3,113世帯9,008人) 避難準備・高齢者等避難開始(8月27日) ・循誘・赤松・北川副・巨勢・蓮池・諸富(3,469世帯8,804人) 避難勧告(8月28日) ・循誘・赤松・北川副・巨勢・蓮池・諸富(3,469世帯8,804人) 避難指示(8月28日) ・市内全域(100,768世帯、232,346人) 避難勧告(8月28日) ・三瀬・富士・大和・金立・久保泉(3,113世帯9,008人)</p> <p>市内の主な被害 ・意識不明1名 ・全壊6棟、半壊2棟、一部損壊4棟 ・床下浸水2801棟、床上浸水585棟 ・法面・路肩崩壊等(市道、林道)152件 ・護岸崩壊等(河川)26件 ・法面崩壊等(農道、農地)291件 ・ゴミ漂着(漁港)1漁港2箇所</p>

資料：佐賀市

# 1 災害危険箇所等の状況

## (1) 土砂災害等の危険箇所

本市は、山間部において土石流危険渓流が 407 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が 404 箇所あり、また土砂災害警戒区域は 1177 箇所（うち土砂災害特別警戒区域が 1081 箇所）指定されており、過去にも土砂崩れ等の災害に見舞われている。

【資料編 3. 土石流危険渓流、4. 急傾斜崩壊危険箇所参照】

### 土石流危険渓流

管轄地区	I	II	III	計
本 庁	14	13	1	28
大和支所	86	49	2	137
富士支所	98	90	0	188
三瀬支所	19	35	0	54
合 計	217	187	3	407

#### ※土石流危険渓流

土石流発生危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流、及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流を「土石流危険渓流」としている。

このうち、Iは人家5戸以上等の渓流、II 人家1～4戸の渓流、III 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流として区分される。

### 急傾斜地崩壊危険箇所

管轄地区	I			II			III			合計
	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	
本 庁	3	2	5	10	1	11	1	0	1	17
大和支所	26	0	26	48	2	50	0	0	0	76
富士支所	88	0	88	130	1	131	0	0	0	219
三瀬支所	27	0	27	57	6	63	2	0	2	92
合 計	144	2	146	245	10	255	3	0	3	404

#### ※急傾斜危険箇所

急傾斜危険箇所とは、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が 1 戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。

このうち、Iは人家5戸以上等の箇所、II 人家1～4戸の箇所、III 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所として区分される。

出典：佐賀県河川砂防課



## 土砂災害警戒区域等指定状況

(令和元年2月15日現在)

管轄地区	急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		計	
	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	土砂災害警戒区域	特別警戒区域
本 庁	35	34	32	32	—	—	67	66
大和支所	145	138	177	156	—	—	322	294
富士支所	382	366	215	186	—	—	597	552
三瀬支所	123	119	68	50	—	—	191	169
合 計	685	657	492	424	—	—	1,177	1,081

### ※土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

#### ○急傾斜地の崩壊

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域。
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域。
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域。

#### ○土石流

- ・土石流発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域。

#### ○地滑り

- ・地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域)。
- ・地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲の区域。

### ※土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

#### ○急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合、土石の移動又は堆積により、建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。

(2) 海岸堤防

本市内には、警戒を要する海岸堤防が、農林水産省関係 18.827km 指定されている。

海岸名	地区名	所管農林事務所	位 置	延長 (km)	予想される危険
川副海岸	大詫間	佐賀中部	佐賀市川副町 大詫間	2.387	高潮時越波
川副海岸	南川副	佐賀中部	佐賀市川副町 平和搦	3.532	〃
川副海岸	国 造	佐賀中部	佐賀市川副町 犬井道	3.434	〃
川副海岸	西川副	佐賀中部	佐賀市川副町 西川副干拓	2.952	〃
東与賀海岸	東与賀	佐賀中部	佐賀市東与賀町 第2戊申	1.760	〃
久保田海岸	久保田	佐賀中部	佐賀市久保田町 久保田干拓	4.762	〃

出典：令和元年度 佐賀県水防計画書

(3) ため池

本市内には、警戒を要するため池が 46 箇所指定され、要避難民家数は 783 戸となっている。

**警戒を要するため池**

溜池名	農 林 事務所名	管 理 者 名	位 置		総貯水量 (千 m <sup>3</sup> )	要 避 難 民家数(戸)
			市町	大 字		
立曲	佐賀中部	来迎寺生産組合	佐賀市 金立町	金 立	40.0	44
観音寺	佐賀中部	観音寺水利組合	佐賀市 金立町	金 立	59.4	14
西千布	佐賀中部	西千布区	佐賀市 金立町	金 立	14.0	33
大野原	佐賀中部	金立4区生産組合	佐賀市 金立町	金 立	10.0	55
夫婦(上)	佐賀中部	若宮自治会 井樋役	佐賀市 金立町	金 立	11.0	30
夫婦(下)	佐賀中部	若宮自治会 井樋役	佐賀市 金立町	金 立	30.0	30
仙立	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	6.0	2
忽集	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	3.3	2
こんがん寺	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	2.0	2
恤谷	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	3.0	8

鈴隈	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	8.0	1
空の巣	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	7.0	1
新堤(下)	佐賀中部	上分自治会長	佐賀市 久保泉町	川久保	15.0	20
新堤(上)	佐賀中部	上分自治会長	佐賀市 久保泉町	川久保	48.0	20
神籠池	佐賀中部	神籠池管理組合	佐賀市 久保泉町	川久保	317.0	71
鳥越(下)	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	10.0	1
鳥越(上)	佐賀中部	利用者組織	佐賀市 久保泉町	川久保	16.0	25
櫟の木(下)	佐賀中部	櫟木生産組合	佐賀市 久保泉町	上和泉	8.0	17
櫟の木(上)	佐賀中部	櫟木生産組合	佐賀市 久保泉町	上和泉	4.0	17
櫟の木(東)	佐賀中部	櫟木生産組合	佐賀市 久保泉町	上和泉	6.0	14
小川新堤	佐賀中部	小川生産組合	佐賀市 大和町	久池井	28.0	5
今村堤	佐賀中部	小川生産組合	佐賀市 大和町	久池井	14.0	25
野口東堤	佐賀中部	野口自治会	佐賀市 大和町	久池井	4.0	0
野口西堤	佐賀中部	野口自治会	佐賀市 大和町	久池井	3.0	9
大願寺溜池	佐賀中部	野口自治会	佐賀市 大和町	久池井	8.0	7
八天山堤	佐賀中部	春日旧六区当番	佐賀市 大和町	久池井	6.0	10
野口大堤	佐賀中部	北原自治会長	佐賀市 大和町	久池井	20.0	23
野口小堤	佐賀中部	北原生産組合長	佐賀市 大和町	久池井	7	11
春日堤	佐賀中部	春日旧六区当番	佐賀市 大和町	久池井	23.0	6
平原堤	佐賀中部	春日旧六区当番	佐賀市 大和町	久池井	44.0	22
上堤(川上)	佐賀中部	利用なし	佐賀市 大和町	川上	3.0	32
中堤(川上)	佐賀中部	川上自治会	佐賀市 大和町	川上	19.0	34
新堤(川上)	佐賀中部	川上自治会	佐賀市 大和町	川上	5.0	2
西山田堤	佐賀中部	西山田自治会	佐賀市 大和町	川上	14.0	33
犀の隈堤	佐賀中部	西山田自治会	佐賀市 大和町	川上	34.0	19
山之堤第1	佐賀中部	大願寺自治会	佐賀市 大和町	川上	6.0	9
山之堤第2	佐賀中部	大願寺自治会	佐賀市 大和町	川上	10.0	7

公民館裏堤	佐賀中部	大願寺自治会	佐賀市大和町	川上	13.0	37
孤野堤	佐賀中部	大願寺自治会	佐賀市大和町	川上	1.0	3
大久保新堤	佐賀中部	大久保自治会	佐賀市大和町	川上	8.3	34
蔵下（下）	佐賀中部	大久保自治会	佐賀市大和町	川上	5.0	2
西館堤	佐賀中部	今山自治会	佐賀市大和町	久留間	5.0	17
今山新堤	佐賀中部	今山自治会	佐賀市大和町	久留間	10.0	17
西谷堤	佐賀中部	今山自治会	佐賀市大和町	久留間	10.0	27
下熊川	佐賀中部	利用者組織	佐賀市富士町	下熊川	1.0	2
葛尾第1	佐賀中部	市川自治会	佐賀市富士町	市川	0.7	6

出典：令和元年度 佐賀県水防計画書

## 2 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

本市内において、洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路は、県道 14 箇所、市道 29 箇所を確認している。

### 県 道

路 線 名	位置及び区間	道路幅員 (m)	迂回路
佐 賀 停 車 場 線	佐賀市中の小路	20.0	有
東 与 賀 佐 賀 線	佐賀市本庄町佐大前交差点	30.0	有
西 与 賀 佐 賀 線	佐賀市本庄町佐大正門前	10.0	無
R 2 6 4 号	佐賀市巨勢町牛島構口交差点から東	16.0	有
佐 賀 川 副 線	佐賀市八田橋～208号	16.0	無
薬師丸佐賀停車場線	戸上電機より以東（兵庫町渕）	6.5	無
佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目地内	6.5	無
佐賀川久保鳥栖線	佐賀市金立町字千布～高木瀬町長瀬平尾橋間	14.0	無
佐 賀 大 川 線	佐賀市北川副町枝吉～巨勢町東西地内	16.0	有
松尾佐賀停車場線	佐賀市神園昭和橋から西	16.0	有
松尾佐賀停車場線	佐賀市鍋島郵便局前～八戸溝交差点	5.0	無
松尾佐賀停車場線	佐賀市神野1丁目交差点～駅前交番西交差点	20.6	有
佐 賀 外 環 状 線	佐賀市久保泉町上和泉字徳永	13.3	無
佐 賀 外 環 状 線	佐賀市久保田町徳万交差点～久保田町中副交差点	15.8	有

出典：令和元年度 佐賀県水防計画書

## 市 道

路線名	位 置	道路延長 (m)	道路幅員 (m)
八幡宮北堀端線	八 幡 小 路	150	6.0
二本松平島線	天 神 1 丁 目	200	3.0
駅前中央9号線	神 野 東 4 丁 目	220	8.0
復興通り線	愛 敬 町	200	8.0
兵庫南区画13号線	大 財 6 丁 目	100	5.0
本丸二の丸小路線	城 内 2 丁 目	100	4.0
成章町八幡宮線	成 章 町	370	5.0
上高木平尾線	高木瀬東5丁目	470	5.0
精 町 東 線	与 賀 町	410	4.0
平 松 幹 線	西与賀町平松	300	4.0
駄市川原福田線	駄 市 川 原	300	3.0
尼寺団地11号線	尼 寺 団 地	300	5.0
尼寺団地鍵尼線	尼 寺 団 地	150	5.0
尼 寺 中 央 線	西 町	120	5.0
西 町 1 号 線	西 町	230	5.5
西 町 新 道 線	西 町	180	5.5
新道久池井線	久 池 井	180	4.0
尼 寺 春 日 線	北 原	50	7.0
久池井中央線	北 原	80	4.5
みどり団地1号線	み どり 団 地	150	4.0
上戸田2号線	上 戸 田	100	4.0
上戸田川上線	上 戸 田	250	4.0
折 地 中 線	久保泉町下和泉	100	3.0
大詫間幹線中央線	全 線	1,935	6.2
役場・下の宮線	全 線	1,326	6.5
漁港関連道路	全 線	2,022	15.0
呉服道久線	全 線	2,639	6.5
焼却場西干拓線	全 線	3,333	6.7
啖 分 北 線	全 線	416	5.0

## 第4章 防災対策推進の方向

### 第1節 計画の視点

本市における災害は、多くが台風などによる豪雨、暴風、干ばつ、高潮、火災などによるものであるが、特に豪雨による内水氾濫によって生ずる人命、家屋、農地等の被害が災害の代表的なものである。

これらの災害による佐賀市の農林水産施設、農作物、公共土木施設の被害額は実に膨大なものとなっている。

また、佐賀市の地域的特性をみると、北部の脊振天山地に連なる山間地、その急峻な地形を流下する嘉瀬川沿いの沖積平野、有明海に面する海岸地帯より構成され、市内には嘉瀬川、多布施川、巨勢川及びその支川が流れ、佐賀平野に広がる田園都市としての性格を有するなど、地域的に特色のある市域を形成しており、台風、豪雨等により様々な災害が想定される。

また、中心市街地においては、都心型居住環境の整備が進められる中で、一部において家屋の密集や老朽化といった課題を抱え、近世の城下町の面影が残る個性ある都市づくりへの観点も考慮に入れた都市部防災対策を検討することが必要である。

北部の山間地域においては、古湯温泉、熊の川温泉、三瀬温泉等の観光宿泊拠点、天山スキー場や北山湖、富士しゃくなげ湖周辺の林間保養地における防災体制づくりについても検討が求められる。

さらに、木工をはじめとする地場産業が集積している諸富エリア、佐賀大和インターチェンジを中心に、郊外型商業施設等の集積がみられる大和エリア及びその周辺部を取り巻く田園地域など、防災的観点からも様々な配慮を要する都市構造を有している。

本市のこうした地域特性にかんがみ、市域の災害の危険性を的確に把握し、防災特性に応じた適切な地域対策の推進と市民の安全を守ることは、市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

本防災計画は、本市における災害発生の状況、予防施設等の現況を把握し、これを究明して災害対策基本法に基づき各種の法令による計画との総合調整を図り、本市の実態に即した地域防災計画を策定するものである。

この具体化と着実な進展に努めることによって、防災体制の整備強化を図り、本市の安全で安心できる社会基盤を確保することができる。

以上のような観点から、佐賀市地域防災計画策定においては、特に次の点に留意して計画づくりを進めるものとする。

#### 1 地域特性を配慮した計画づくり

佐賀市の中央部は、筑後川及び嘉瀬川下流域の沖積平野に発達した米作地帯や都市化の進む市街地部で、南部は有明海に面する。また、北部は脊振天山山系に連なる山地であり、有明海に臨む海岸地域は、嘉瀬川及び本庄江川河口部のみとなっている。

このように、本市は「市街地域」、「郊外地域」、「中山間地域」、「田園地域」、脊振山系の「山麓から平野部にまたがる地域」、有明海に臨む「臨海地域」のように、地形条件や土地利用、機能、人口集積など、その特性が異なる地域が集まって構成されている。

このため、災害特性も次表に示すように地域によって異なり、地域防災計画の推進に当たっては、このような地域の特性を考慮して進める必要がある。

## 2 要配慮者支援

近年は高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者などいわゆる要配慮者の増加が顕著となっており、今後は、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策など防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。

また、要配慮者関連施設についても、災害に対する安全性向上を促していく必要がある。

## 3 防災情報提供体制の整備と情報の共有化

的確な災害応急対策を講じる上で、情報の迅速な収集・伝達が大変重要であり、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進するとともに、防災関係機関、行政、住民等との間で防災情報共有体制の確立を図る必要がある。

## 4 山間集落の孤立対策

本市の大和、富士、三瀬支所管内における中山間地域では、道路網や集落は山間や谷に沿って配置されていることから、一度災害が発生すれば山間地等は孤立を余儀なくされるため、山間集落の孤立対策が重要である。

このため、道路の防災対策の推進や情報伝達手段の確保、避難所の確保、食料品等の備蓄等の支援対策を講じておく必要がある。

また、土砂災害防止法に基づく警戒域等の指定に留意し、山間地域における土砂災害の防備並びに減災対策にと努めることが肝要である。

## 5 総合的・効果的な施策の展開

災害に強いまちづくりに当たっては、防災空間の整備や市街地の面的整備、建築物などの耐震対策等のハード面からの対応に加えて、地域住民の自主防災活動等のソフト面からの取組が求められ、それらを相互に補完し支える仕組みが必要である。

このため、施策を展開するに当たっては、多様な行政領域の取組を適切に組み合わせながら、効果的に実施する必要がある。

## 第2節 防災ビジョン

防災ビジョンは、本市の防災基本方針として、地域の災害危険性を考慮し、それを解消していくために防災行政を進める上での基本姿勢、住民の防災に対する心構え、防災施策の大綱を定めるものである。

本計画では、以下のような基本理念、基本目標を掲げ、佐賀市の防災まちづくりを推進していくものとする。

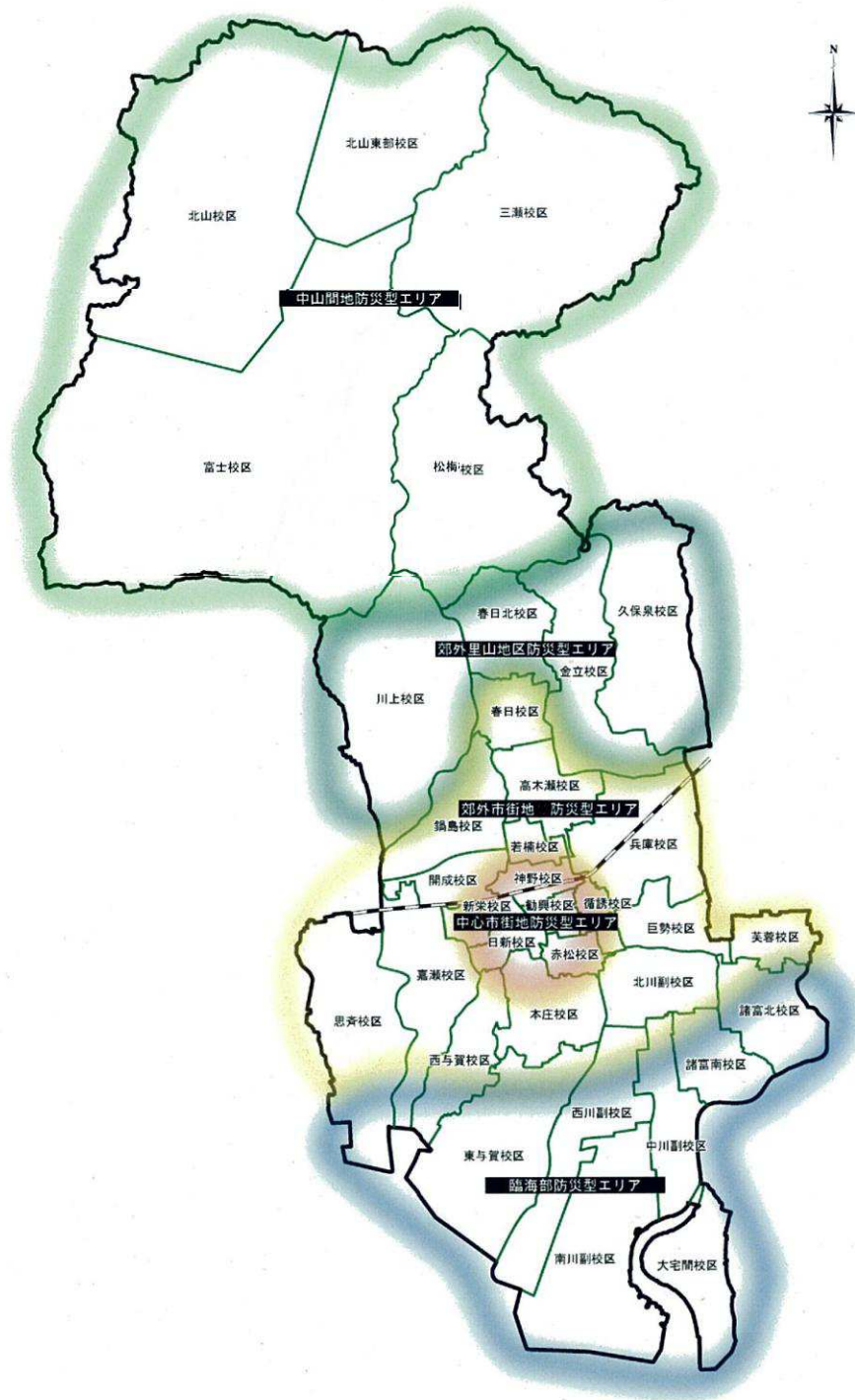
### 1 基本理念

- (1) 佐賀市の各地域の災害特性に応じた土砂・水害対策等の災害に強い都市づくりを進めるとともに、「自らの安全は自ら守る」という意識に裏打ちされた屈強な自主防災体制の確立をめざし、市民、行政等の防災関係機関との相互の連携、協力体制の構築をはじめ、自主防災組織の育成強化や地域の防災ネットワークづくりを進める。
- (2) 寝たきりの高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安全を確保するため、地域住民による支援体制づくりに努め、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。
- (3) 上記の全市的な取組を推進するとともに、「中山間地防災型」、「郊外里山地区防災型」、「中心市街地防災型」、「郊外市街地防災型」、「臨海部防災型」に分類される各地域の特色や災害想定に応じた防災体制整備を進める。

分類	予想される災害種	該当小学校区
中山間地防災型	土砂災害	富士、三瀬、北山、北山東部、松梅
郊外里山地区防災型	土砂災害 浸水・洪水災害	川上、春日北、金立、久保泉
中心市街地防災型	浸水・洪水災害 都市災害 危険物施設等災害	勸興、循誘、日新、赤松、神野
	津波災害	日新
郊外市街地防災型	浸水・洪水災害	春日、高木瀬、本庄、鍋島、新栄、若楠、開成、嘉瀬（重複）、西与賀（重複）、巨勢、兵庫、芙蓉、北川副、東与賀（重複）、思斉（重複）
	津波災害	本庄、新栄、嘉瀬（重複）、西与賀（重複）、芙蓉、北川副、東与賀（重複）、思斉（重複）
臨海部防災型	浸水・洪水災害 高潮災害 津波災害 危険物施設等災害	西与賀（重複）、嘉瀬（重複）、諸富北、諸富南、南川副、中川副、西川副、大詫間、東与賀（重複）、思斉（重複）



佐賀市 防災類型モデル図



## 2 基本目標

災害による直接の被害から市民の生命、財産を守るためのまちづくりに当たっては、都市構造の防災性の向上とともに、市民一人ひとりが、災害や防災対策に関する正しい知識を持ち、それに裏付けられた行動力を発揮する人づくりが重要である。

このため、基本目標は、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」とし、その骨子は以下に示すとおりである。

### (1) 災害に強いまちづくり

治水事業や砂防事業、地すべり事業等の災害の未然防止対策や災害危険区域の対策、公共施設等の耐震化等のハード面での防災対策を推進するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難場所の体系化など、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

また、防災地区別では、以下のような取組を重点的に進める。

#### ア 中山間地防災型

砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂対策事業を推進するとともに、災害時に地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路の確保、充実を図る。また、集落の孤立も想定されることから、支援体制を整備する。

#### イ 郊外里山地区防災型

河川改修や砂防事業等の総合的な治水対策の実施により、より一層の災害予防対策を講ずるとともに、洪水ハザードマップ等による浸水想定区域の周知徹底と、安全かつ迅速に避難できる避難所や避難路の確保、充実を推進する。

また、急傾斜危険渓流などの指定状況を考慮し、土砂災害に対する対策を進める一方で、土砂災害ハザードマップ等による住民への防災意識啓発に努める。

さらに、「道の駅」施設などの広い屋外空間を有する施設などについては、防災機能の付加により、災害における緊急避難や、災害・道路交通情報などの提供を図ることの出来る施設整備に向け、施設管理者及び関係機関等に要請を行うなど、防災拠点化に向けた検討を進める。

#### ウ 中心市街地防災型

木造密集市街地の再整備やライフライン施設の防災性向上、建築物の耐震化、不燃化等による安全な都市の形成を推進する。

また、災害時の応急活動を円滑に行うための防災拠点や緊急輸送路の整備を推進するとともに、他市町との相互応援協力体制の構築を図る。

さらに、市街地の大半が河川浸水想定区域となることから、地下空間の浸水対策等、市街地特有の浸水被害軽減に向けた対策を進める。

#### エ 郊外市街地防災型

郊外市街地地区においては、嘉瀬川東部の田園集落と郊外立地の住宅地が整備され、過去に浸水被害にも見舞われている地区でもあることから水害対策の充実を図るとともに、公園緑地や小規模な空き地・未利用地等のオープンスペースの防災機能拡充等に努め河川氾濫浸水災害対策を進める。

平野部に網の目のように巡らされたクレークなどの氾濫浸水による農地の被害や、田園集落の水没被害などを考慮し、水害時の避難誘導標識による避難ルート上の危険

箇所表示、避難ルート標識、水位観測機器の整備などにより、迅速な避難誘導體制を整備し、洪水ハザードマップ等による浸水想定区域の周知徹底を図る。

また、高齢者等の要配慮者に対する避難支援体制の確立を図るとともに、安全に避難地へ移動できる避難路の確保と周知に向けた対策を図る。

#### オ 臨海部防災型

高潮対策として、海岸保全施設の整備や高潮ハザードマップによる浸水想定区域の周知等により、安全対策を進める。

津波対策として、「佐賀市津波避難計画」に基づき作成した津波ハザードマップによる浸水想定区域の周知等により、安全対策を進める。

また、臨海部に立地する工場施設等の耐震性の強化・不燃化や、工業団地全体の防災性の向上を推進する。

### (2) 災害に強い人づくり

災害から身体・生命・財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、住民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- 災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全を配慮する
- 災害時に率先して防災活動に協力・従事する
- 職員は防災担当従事者としての自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行う

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、住民及び職員の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

また、防災地区別では、以下のような取組を重点的に進める。

#### ア 中山間地防災型

山間集落地では、少子高齢化と相まって防災力の低下が予想されることから、地域による防災コミュニティづくりを推進し、災害時にはお互いに助け合い、地域で一丸となって防災活動が行える体制づくりを推進する。

#### イ 郊外里山地区防災型

浸水想定区域等の危険区域では、事前に自主避難するなど、地区住民側の対応が特に重要となる。

このため、地域で自発的に避難・誘導や防災活動を行う自主防災組織の結成促進や、要配慮者の支援対策の充実に努めるとともに、郊外立地型の商業施設などとの災害時の協定を検討するほか、道の駅など広いオープンスペースを持つ施設への防災機能拡充を進め、災害時の緊急避難場所などへの活用を検討する。

#### ウ 中心市街地防災型

市街地部の防災力の向上や住民主体の防災まちづくり活動を効果的に行うためにも、その活動の調整や誘導を的確に行える防災まちづくりリーダーの育成に努める。

また、市街地における地下空間の浸水災害を前提に、各施設管理者に対し、事前の避難誘導対策を指導するなど、個々の防災対策強化を進める。

## エ 郊外市街地防災型

自主防災組織の育成に努めるとともに、自主防災組織間のネットワーク形成を図り、自主防災力の強化を進める。

既存の集落が形成されている地域と、新たに宅地化された地域など、住環境特性が異なる街区があることなどに留意し、個々のコミュニティ環境に配慮した自主防災組織づくりを進める。

このため、地域で自発的に避難・誘導や防災活動を行う自主防災組織の結成促進や、要配慮者の支援対策等の連絡体制づくりについても、地区住民と市が協働で自主防災環境の整備を促進する。また、住民への防災知識の啓発を進め、水害時における自主防災活動計画策定を進めるなど、防災まちづくりリーダーの育成にも努める。

## オ 臨海部防災型

高潮災害及び津波災害からの安全確保のため、地域住民に対し、高潮及び津波に対する防災知識の普及啓発を行うとともに、地域住民による自主防災組織の育成、強化に努める。

また、組織の活性化を図るためにも、青年層や女性層の組織への参加を促進する。

## (3) 災害に強いシステムづくり

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制や、市独自の防災無線の整備といった多様な情報収集・伝達体制を整える。

また、住民・職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。なお、防災地区別では、以下のような取組を重点的に進める。

### ア 中山間地防災型

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、土砂災害ハザードマップ等による災害危険箇所周知・警戒システム等の整備を図る。

また、山間地集落では、ひとたび災害が発生すると孤立することも考えられるため、情報連絡システムや支援体制システム整備に努める。

### イ 郊外里山地区防災型

河川浸水想定区域等の注意を要する箇所について、河川整備事業を進める一方で、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等による危険区域の周知システムや早期の警戒避難システムの整備を図る。

### ウ 中心市街地防災型

安全で安心な地域社会をつくるためにも、「自助」「共助」「公助」の三つの力の連携を図りながら市街地の防災力の向上に努める。

また、自主防災組織の育成、活動の活性化とともに、組織のネットワーク化を推進し、災害時における効果的な助け合いネットワークの構築を図る。

さらに、生活関連施設、都市施設が立地する地区の特性を考慮し、災害時業務継続計画（BCP）の作成に向けた指導に努め、いち早く被災者に対する生活サービス確保を図ることのできる都市づくりを目指す。

※BCP（business continuity plan）事業継続計画

企業が災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画。

エ 郊外市街地防災型

浸水想定区域等の注意を要する箇所の周知対策として、洪水ハザードマップ等による危険区域の広報活動に努めるとともに、排水路整備事業を推進する。

併せて、洪水ハザードマップ等による危険区域周知システムや、早期の警戒避難システムの整備、要支援者支援のシステムづくり等により、安心して生活することのできる居住環境の確保を図る。

また、郊外型商業施設やスーパーなどが立地する地区であることから、災害時業務継続計画（BCP）の作成に向けた指導に努め、災害に強い産業立地環境づくりに努める。

オ 臨海部防災型

高潮等の注意を要する箇所について、防波堤や岸壁の耐震化等の整備を進める一方で、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップ等による災害予想区域の周知システムや早期の警戒避難システムの整備を図る。

また、地場産業事業所が立地する地区であることから、災害時業務継続計画（BCP）の作成に向けた指導に努め、災害に強い産業立地環境づくりに努める。